

2024年11月12日（火）  
愛知県西三河県民事務所環境保全課  
環境保全第一グループ  
担当 大河内、磯部  
ダイヤル 0564-27-2875  
愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
水・土壌規制グループ  
担当 林、中島  
内線 3050、3008  
ダイヤル 052-954-6225

## 西尾市における土壌汚染について

西三河農業協同組合（西尾市）が、西尾市内の株式会社JAあいちエネルギー一色西部給油所において、土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、組合に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

### 1 報告内容

- (1) 報告者  
西三河農業協同組合
- (2) 報告年月日  
2024年11月12日（火）
- (3) 汚染が判明した土地の所在地  
愛知県西尾市一色町開正屋敷曲輪17番の一部
- (4) 報告の根拠  
県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）
- (5) 調査結果

#### ア 土壌溶出量

次表のとおり、条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及びその化合物	0.026mg/L (2.6倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	2.5～3.0m	1 / 8

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

#### イ 土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合しました。

#### ウ 地下水

全ての調査地点で条例に規定する地下水基準に適合しました。

### (6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

## 2 今後の対応

組合は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、組合に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

## 3 事業者の連絡先

西三河農業協同組合 生活部

住所：愛知県西尾市寄住町下田 15 番地

電話：070-1404-3796

## 4 調査対象地の概要

### (1) 面積

686.9 m<sup>2</sup>

### (2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1973年12月から2024年4月まで、ガソリンスタンドの敷地として利用されてきました。

有鉛ガソリンの取扱履歴がありますが、漏洩事故ろうえいの記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

## 参考

### ○ 基準を超過した特定有害物質について

#### ・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)